

愛媛県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		7.3E-4	4.2E-1	3.5E+1	35.6
64	エトフェンプロックス	2.5E+1	2.1E+1	6.3E+0	1.6E+1	68.7
117	テブコナゾール				2.9E+0	2.9
139	トラロメトリン			1.1E+1	1.4E+0	12.8
140	フェンプロパトリン			3.9E+0		3.9
153	テトラメトリン	2.1E+2	3.6E+0	2.0E+2	7.8E-2	421.3
181	ジクロロベンゼン	4.1E+2	3.0E+2			704.6
225	トリクロルホン		6.3E+0			6.3
248	ダイアジノン		9.5E-1			0.9
251	フェニトロチオン		1.8E+2	3.2E+0	6.8E-2	181.6
252	フェンチオン	5.1E+0	9.1E+1			96.4
256	デカン酸				3.2E+0	3.2
350	ベルメトリン	1.5E+1	5.0E+1	1.5E+1	4.8E+1	127.1
405	ほう素化合物		6.1E-1	1.8E+1	2.0E+0	20.9
427	カルバリル			1.5E+2		150.7
428	フェノプカルブ			1.1E+2	1.3E+2	240.3
457	ジクロールボス	9.9E+1	8.3E+2			925.9
合 計		7.6E+2	1.5E+3	5.2E+2	2.4E+2	3003.1

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等